

会 員 各 位

関東信越税理士会新潟県支部連合会  
調査研究部長 松崎孝史

## 令和3年度税制及び税務行政についての 建議・要望項目の募集

標記の件につきまして、会員の皆様から令和3年度の税制改正に関するご意見を募集いたします。

なお、要望項目及び同項目に対する要旨に関しましては、別紙の用紙に各項目をご記入いただき、**9月末日までに**下記に郵送・FAXまたは e-mail にて送付されますようお願い申し上げます。

なお、県連ホームページ上でも会員からの建議を受け付けています。

### (建議等)

#### 税理士法第49条の11

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

税理士法では、「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」と規定されています。この規定に基づき、各税理士会では、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目的として、税制改正に関する建議書を毎年作成しています。その基本的な考え方は以下のとおりであります。

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 必要最小限の事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

#### —建議書送付先—

〒951-8114

新潟市中央区営所通2番町692番地36 新潟県税理士会館内

関東信越税理士会新潟県支部連合会 事務局 担当：木村

TEL 025(225)2202

FAX 025(225)5499

e-mail kenren@zeirisi-niigata.jp

【 写送付先 】 支部事務局

# 税制改正建議要望項目

No. \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

◆改正要望項目	税目	税法項目←必ずご記入のこと
◆関係条文		
◆理由		
※ 数件ある場合はコピーしてご利用下さい。		